

第3次 橋本市地球温暖化防止実行計画 (事務事業編)

**令和5年3月
和歌山県橋本市**

■目次

第1章 背景	2
(1) 気候変動の影響	
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	
第2章 橋本市事務事業編の基本的事項	4
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画との位置づけ	
第3章 温室効果ガスの排出状況	6
(1) 温室効果ガス総排出量	
第4章 温室効果ガスの排出削減目標	8
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
第5章 目標達成に向けた取組み	9
(1) 取組みの基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
1.再生可能エネルギー導入への配慮	
2.財やサービスの購入・使用にあたっての配慮	
3.建築物の設計、維持管理等にあたっての配慮	
4.その他事務・事業にあたっての配慮	
第6章 進捗管理体制と進捗状況の公表	17
(1) 推進体制	
(2) 職員に対する研修等	
(3) 実施状況の点検及び公表	
参考資料	19
橋本市エコオフィス推進会議設置要綱	
調査対象課	
用語集	

第1章 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものであると言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削

減目標を 2013 年度比 46%削減することとし、さらに、50 パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和 3 年 6 月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 54 号）では、2050 年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和 3（2021）年 6 月、国・地方脱炭素実現会議 において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置づけられています。

2021 年 10 月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5 年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030 年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

第2章 橋本市事務事業編の基本的事項

(1) 目的

橋本市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「橋本市事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、橋本市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

橋本市事務事業編の対象範囲は、橋本市の全ての事務・事業とします。また、外部への委託等により実施する事務及び事業については、温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものについては、受託者に対して必要な協力を要請します。

(3) 対象とする温室効果ガス

橋本市には下水処理施設が所在せず橋本市市民病院において麻酔剤（笑気ガス）を使用しないことから、CH₄やN₂O等の排出による影響は小さいと考えられます。そのため、橋本市事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

(4) 計画期間

2023年度から2030年度末までを計画期間とします。また、計画開始から5年後の2027年度に、計画の見直しを行います。

項 目	年 度								
	2021	…	2023	2024	2025	2026	2027	…	2030
期間中の事項	基準 年度		計画 開始				計画 見直し		目標 年度
計画期間									

図 1 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

橋本市事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び第 2 次橋本市長期総合計画に即して策定します。

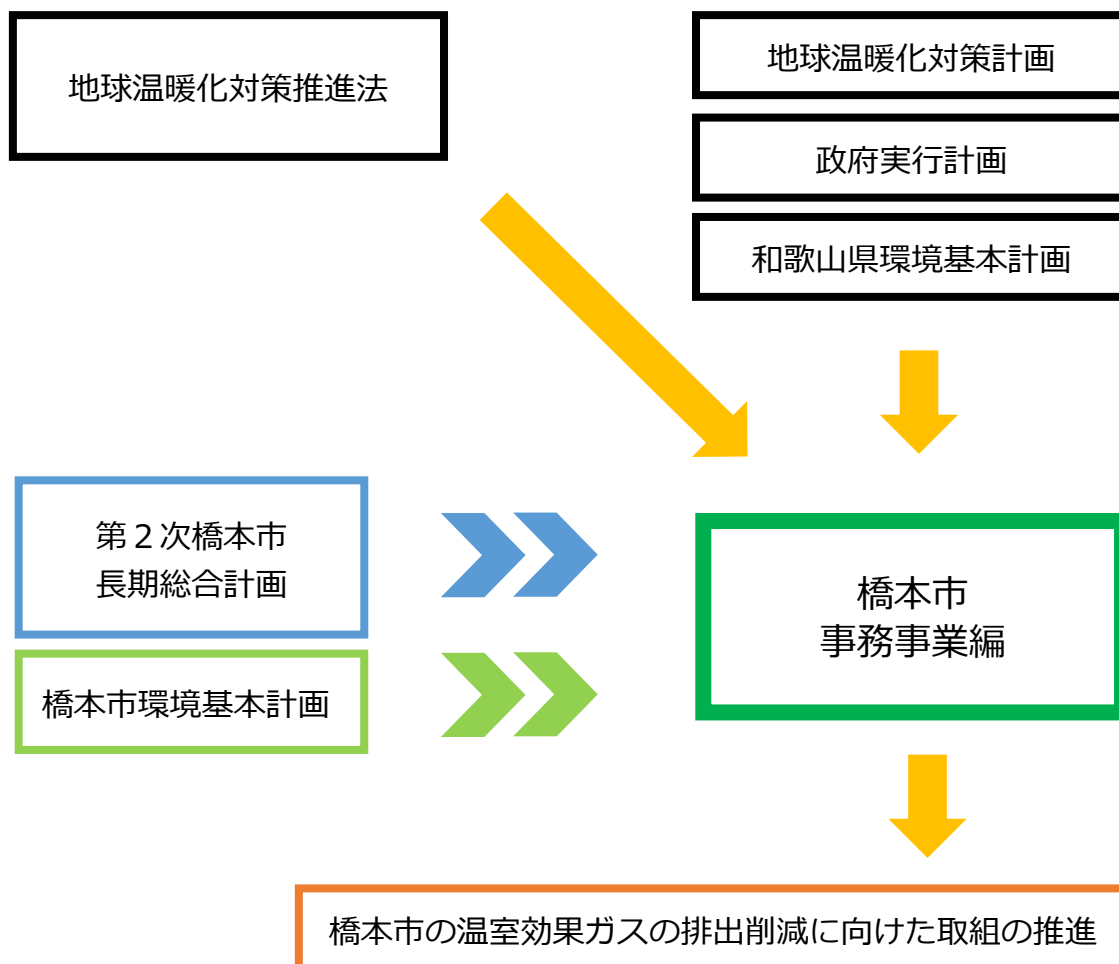


図 2 橋本市事務事業編の位置付け

第3章 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」

橋本市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2021年度において、10,801.5t-CO₂となっています。（※属性内訳についてはP20に記載。）

(単位：t-CO₂)

属 性	ガソリン	灯 油	軽 油	A重油	ガス (LPG)	電 気	計
行 政	86.8	140.7	53.2	0.0	22.0	609.6	912.3
福 祉	69.3	12.6	10.4	0.0	68.0	531.9	692.2
水 道	13.9	1.0	2.0	0.8	0.0	2,640.0	2,657.7
教 育	24.2	25.2	3.0	2.8	269.0	1,666.1	1,990.3
消 防	38.5	1.0	21.8	0.0	12.1	106.2	179.6
医 療	3.2	2.5	0.0	0.0	2,352.8	2,010.9	4,369.4
計	235.9	183.0	90.4	3.6	2,723.9	7,564.7	10,801.5

図 3 橋本市の事務・事業に伴う属性別「温室効果ガス総排出量」

分野別では、医療が全体の41%を占め、次いで水道25%、教育18%、行政8%、福祉6%、消防2%となっています。

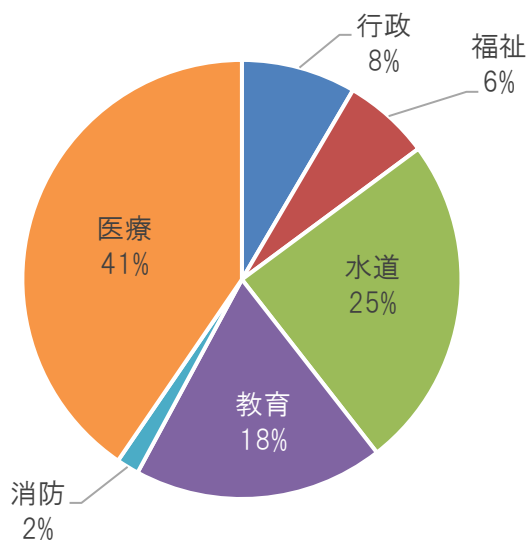


図 4 分野別の「温室効果ガス総排出量」の割合 (2021 年度)

また、エネルギー種別では、電気が全体の約 70%を占め、次いでガス（LPG）が約 25%、ガソリン約 2%、灯油約 1.7%、軽油約 1%、A 重油 0.03%となっています。

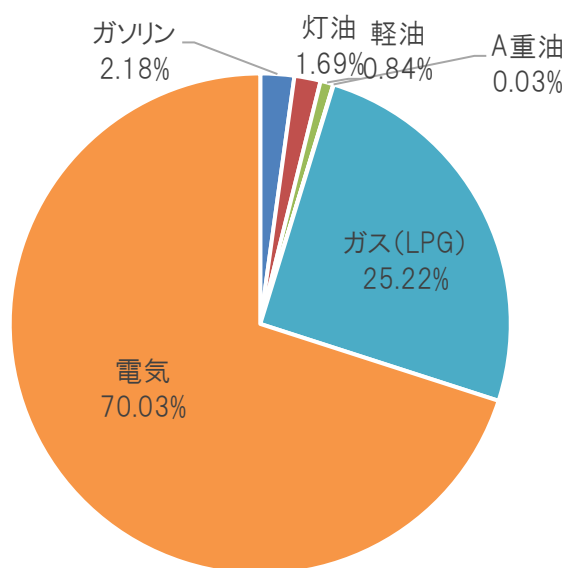


図 5 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2021 年度）

第4章 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

橋本市の排出する温室効果ガスの状況から、橋本市事務事業編では二酸化炭素（CO₂）排出量の削減に重点を置き、二酸化炭素（CO₂）の主な排出要因である電気及び燃料等からの排出量削減の取組みを行います。削減目標は、2021年度の実績を基準年度とし、目標年度は2030年度に設定し、第5章に掲げる取組内容の徹底を図ることにより目標の達成に努めます。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度(2030年度)に、基準年度(2021年度)比で51%削減することを目標とします。

表 1 温室効果ガスの削減目標

項 目	基準年度（2021年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	10,801.5t-CO ₂	5,292.7t-CO ₂
削減率	—	51%

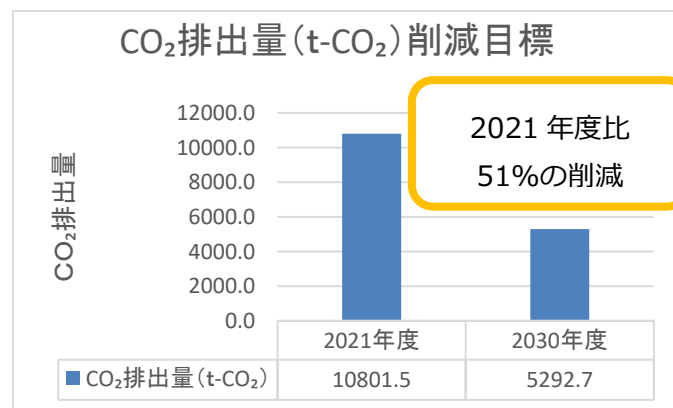


図 6 温室効果ガスの削減目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
	非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O	1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

(出典：環境省 地球温暖化対策計画資料)

第5章 目標達成に向けた取組み

(1) 取組みの基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。また、全職員が共通の目的意識を持って、省エネ・省CO₂に向けて、以下に示す具体的事項に取組み目標達成を目指すとともに地域の率先行動として示します。

ここに掲げる取組みは、市の事務及び事業の実施にあたっての様々な場面、行動において当てはまり、職員のわずかな心がけで実現が可能なことから、一人ひとりの取組みの徹底を目指します。なお、取組みについては、各所属での業務の内容とその特殊性、施設、機器の整備状況等を勘案して取組みます。

(2) 具体的な取組内容

1. 再生可能エネルギー導入への配慮

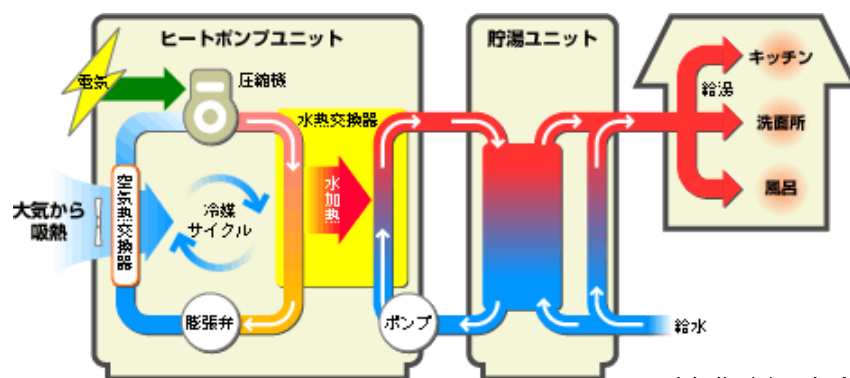
「再生可能エネルギー源」とは太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうちエネルギー源として永続的に利用することができるものです。太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

① 太陽光発電設備の導入

今後新設する公共建築物について、原則太陽光発電設備を導入します。

② 給湯・空調へのヒートポンプの導入

市内における公共施設へのヒートポンプの導入を推進していきます。



(出典: (社)日本冷凍空調工業会)

ヒートポンプ給湯器は、室外からの熱を汲み上げてお湯を沸かします。このとき、電気のエネルギーは熱を運ぶための動力として使い、お湯を沸かすときは、室外から汲み上げた熱と一緒に熱を沸かす熱となります。お湯を沸かす熱の効果は、例えば、1の電気を使って大気から2の熱を吸収し、3のお湯を沸かす熱を得たとすれば、電気のエネルギーを3倍に活用したことになります。

2. 財やサービスの購入・使用にあたっての配慮

財やサービスの購入にあたっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 15 年 7 月 16 日法律第 119 号）に基づく環境物品等の調達を適切に実施しつつ、また、その使用にあたっては、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮します。

① エネルギー消費効率の高い機器等の導入

エネルギー消費効率の高い機器の導入も地球温暖化対策の重要な柱の一つです。製品の製造から廃棄までのライフサイクルの各段階で二酸化炭素の温室効果ガスが排出されていますが、OA 機器や電気製品は特に使用段階における排出量が多くなっているといわれています。

そのため、エネルギー資源の保全や温室効果ガスの排出量削減のためには、使用時の消費電力量ができるだけ少ない製品を導入することが最も効果的と考えられます。

電気機器等の購入にあたっては、以下の点に配慮します。

- エネルギー消費量の多い機器（空調・給湯設備等）の更新時、高効率機器に更新します。
- エネルギー消費効率の高い製品の優先的な導入を図ります（LED 照明器具等）。
- 国際エネルギースターロゴ表示機器等環境配慮型製品の優先的な導入を図ります。
- エコマーク、環境ラベル等の環境負荷の低減に資する物品の調達推進に努めます。
- 電気製品の購入にあたっては、省エネラベルのついたものを選択します。
- 最小限の機器購入の推進及び広さにあった適正規模の機器の導入に努めます。
- 重油、ガス等を燃料としている設備の更新にあたっては、可能な限り、重油・ガスに比べ温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料及び設備に更新します。

② 電動車の導入

市の保有する公用車を買換えの時期に合わせて可能な限り電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリット自動車、ハイブリット自動車）の導入を進めていきます。

③ エネルギー使用量の抑制

エネルギー使用量の抑制は、そのまま温室効果ガスの排出量の抑制につながります。また、省エネを励行することにより事務経費の削減も同時に達成することができます。

a. 照明機器

- 来庁者に支障のない範囲で、休憩時間の消灯（部分消灯含む）を実施します。
- 閉庁後の時間外勤務については、支障のない範囲で部分消灯を実施します。
- 使用していない箇所の照明はこまめに消灯します。

b. 事務機器等

- OA 機器等を使用していないときは、電源を切ります。
- 離席時のノートパソコンの蓋閉じを徹底します。
- 電気ポット、冷蔵庫等電化製品の台数削減を図ります。
- 各課室の最終退庁者は、OA 機器の電源切り忘れがないか必ず確認します。

c. 空調機器

- 冷暖房は目安室内温度の範囲内になるよう、適正な設定温度で稼働させます。
(目安室内温度 冷房時 28℃、暖房時 20℃)
- 空調機器の設定温度に対応するためクールビズ、ウォームビズを実践します。
- 冷暖房効率を上げるための工夫を取り入れます(カーテン・ブラインド活用による断熱効果向上、サーキュレーター稼働による空気循環、窓断熱シート設置等)。

d. その他

- 直近階や下りの移動の際のエレベーター利用は極力控え、階段の利用に努めます。

④ 廃棄についての配慮

a. パソコン・プリンター・コピー機等の OA 機器

- コピー機、プリンターのトナーカートリッジについて、業者による回収を徹底します。

b. 代替フロン

- 家電製品等の HFC について、適正に回収・処理されるように要請します。

⑤ 自動車の効率的利用

職員が公用車を利用する場合には、以下のような事項に取組み、効率的利用を図ります。

- 電動車を優先的に利用します。
- 出張時には、可能な限り公共交通機関の利用に努めます。
- 利用時間、行き先等の調整が可能な場合、乗り合わせて利用します。
- 経済速度による走行に努めるとともに、空ぶかし、急発進、急加速をやめ、エコドライブに努めます。
- 車内に不要な荷物を積み込んだままにせず、整理を心がけます。
- タイヤ空気圧の調整等、定期的な点検や整備を励行します。

省エネ運転のポイント

省エネ運転のポイントは以下の4つ。

発進

Tip1

発進は、まず一呼吸おいてから。
アクセルはゆっくり踏み込みましょう。

- 発進時には最も多くの燃料を消費します。
- ブレーキから足を離し、一呼吸おいて車が少し動きだしてからゆっくりアクセルを踏み込みます。
- 前方の交通状況を読んで、加速し過ぎないようにしましょう。

巡航

Tip2

巡航は先を見ながら。
速度変動の少ない運転をしましょう。

- 加速、減速を繰り返す運転は、燃料を多く消費します。
- 加減速を抑えるためには、先の交通状況、道路状況を把握して、早めに対処します。
- 市街地では周囲に合わせた速度、郊外や高速道路では緊張しないで運転できる速度を目安にしましょう。

減速

Tip3

減速は早めにアクセルOFF。
停止位置を予測しましょう。

- アクセルをOFFにすると燃料の消費が抑制されます。
- 先の交通状況や道路状況を把握して、停止位置を予測し、早めのアクセルOFFを心掛けましょう。

停止

Tip4

停止時はアイドリングストップ。
5秒で省エネ。

- 車は停止していても燃料は消費されています。
- エンジンの始動にかかる燃料は、約5秒間のアイドリングと同じです。（5秒以上エンジンを止めれば、省エネになります。）

（出典：省エネルギーセンター エコドライブ技術情報）



ブレーキから足を放し
1呼吸おくらいで
アクセルへ移します。

アクセルは、なめら
かに、ゆっくり踏み込
みます。

流れにのり少し手前
でアクセルを緩め
るとスムーズに走行で
きます。

ポイント

最初の5秒で20km/hになるくらいのペースが目安です。自分にあった方法で試してみてください。



<参考：ふんわりアクセル e スタート>

運転は、発進・巡航・減速・停止の4つのモードに分類できます。燃料消費を少なくするには4つの走行モードの特性に応じた適切な運転操作をする必要があります。例えばSTOP & GOの多い都市部における一般的な運転では、燃料消費全体の約4割が発進時に消費するものです。

(出典：省エネルギーセンター エコドライブ)

⑥ 再生品の活用

廃棄物から再生した再生材料を使用した再生品を活用することは、廃棄物の削減になるとともに、資源の節約や製造エネルギーの削減につながります。そのため紙やプラスチックなどそれぞれの材料で再生材をできるだけ多く使用している製品の活用が重要な課題です。

用品等物品の購入にあたっては、以下の点に配慮しグリーン調達に努めます。

- 事務用品全般の購入にあたり、環境ラベリング（エコマークやグリーンマーク等）対象製品を優先的に購入します。
- コピー用紙等の購入にあたっては、再生紙のものを選択します。
- 印刷帳票、広報誌、パンフレット、ポスター、その他印刷物作成の際は、古紙配合率の高い再生紙もしくは非木材紙を可能な限り使用し、「再生紙使用」の表示を行うよう努めます。
- 回収システムが確立している製品の購入を図ります。
- 詰め替え、注ぎ足し可能な製品の購入を図ります。
- 備品等については、修繕等により長期使用を図ります。
- 紙コップなどの使い捨て製品の使用を抑制します。

その他事務用品等の購入にあたっては、①再生材料を多く使用していること、②過剰包装していないこと、③長期使用が可能なこと、④分別廃棄が可能なこと、等を選択の基準とします。

⑦ 紙類の使用量抑制

紙類の使用量を抑制するために必要以上にプリントアウトやコピーすることを減らすなど、紙ごみの排出量を削減することで、廃棄物処理や廃棄物の輸送エネルギー節約を進めることができます。具体的には、以下の事項に取組みます。

- 会議はノートパソコンで行うなど、資料のペーパーレス化に努めます。
- 通知や情報交換などは電子メールや庁内電子掲示板を活用します。
- 資料等を出力する場合は、特別な用途を除き、原則として両面印刷とします。
- ホームページや SNS などを用いてうまく活用して情報発信することで、印刷物は必要性を十分考慮した最小限のものとします。

⑧ 水道水使用量の抑制

水の使用量を抑制することは、上水道を利用するために必要となる浄水場や各家庭へ供給するための施設におけるエネルギー使用量の削減につながることから、温室効果ガスの排出量削減に効果があります。水の使用にあたっては、以下の点に留意します

- 水を使ったあとは、蛇口を確実に閉めます。
- 手洗い、歯磨き、食器洗いの際は、水の出しっぱなしをやめ、こまめに水を止めま

す。

- 手洗水を必要最低限にします。また、自動水栓などの節水型機器の導入を図ります。
- 水道の水量・水圧調整を必要に応じて行い、水使用量の抑制に努めます。
- 水道設備の水漏れについて、早期発見に努めます。
- 芝生や植木などの散水は効率的に行います。

3. 建築物の設計、維持管理等にあたっての配慮

① 建築物に関する事項

【建築物の設計・施工についての配慮】

a. エネルギーの有効活用

- 施設の新設・改修にあたっては、「建築設備計画基準」「建築設備設計基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）を基に省エネ及び省 CO₂ に寄与する設備の導入を推進します。（設備設計基準策定や環境配慮入札方式の採用等）
- 施設の規模、用途に応じた高効率空調・給湯器・エレベーター、照明機器の導入に努めます。
- 各種制御システムの採用に努め、消費電力の低減を図ります。
- 機器のレイアウトへの配慮、稼働時の無駄を生じさせない個別の冷暖房や照明が可能なシステムの導入に努めます。
- 環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）の整備を推進します。

b. 周辺環境への配慮

- 施設を新設する際には、敷地内の緑化に可能な限り努めます。
- 緑化にあたっては、現地の特性に配慮した樹木等を選定します。
- 施設の排水、排ガス処理施設は、環境に配慮した機器、システムの導入に努めます。

c. 水の使用量抑制

- 建築物の規模・用途に応じ、雨水利用設備の導入を検討します。
- 給水装置の末端に、必要に応じて感知式の洗浄弁や自動水栓など、節水型機器の導入を図ります。

d. 資源の有効活用

- 建築資材の選定には、耐久性と再利用を考慮します。
- 建設工事等での間伐材等の使用など未利用資源の活用に努めます。
- 建設副産物のリサイクルの推進を図ります。
- 型枠については、熱帯材合板以外の型枠の利用を検討します。

【建築物の施工段階での配慮】

a. エネルギーの有効利用

- 施工にあたっては、可能な限り合理化を図り、エネルギーの有効利用に努めます。

b. 周辺環境への配慮

- 建設機械類は、環境負荷の少ないものの導入に努めます。

【建築物維持管理についての配慮】

a. エネルギーの有効利用

- 機器類の適正な管理を、周辺の環境負荷に配慮した運用をします。
- 維持管理にあたっては、各種制御システム等の効率的、経済的な運用をします。

b. その他

- 植え込み等の適切な維持管理を図ります。
- 各施設における空調設備等の適正な管理を行い、冷媒等の漏えい防止に努めます。

【建築物解体・廃棄等についての配慮】

a. 廃棄物の適正処理・減量

- 建設廃棄物の発生の抑制に努めます。
- 建設副産物のリサイクルや適正処理に努めます。

b. 代替フロンの回収等

- フロンや代替フロンを使用している空調機器等の廃棄物を行う場合は、それらのガスの回収を推進します。

4. その他事務・事業にあたっての配慮

① ゴミの減量化、リサイクルの推進

- 排出されるゴミは分別ボックスにより分別し、ゴミの減量化やリサイクルを推進します。
 - ・新聞・段ボール・コピー用紙・シュレッダーゴミ・その他の紙類の分類を徹底し、リサイクルを行います。
 - ・スチール缶・アルミ缶・空きビン・ペットボトルについて分類を徹底し、リサイクルを行います。
- ゴミを極力出さないように心がけます。
- 職員個人用のゴミ箱を極力少なくし、ゴミの分別収集を徹底します。
- 外部からの納入品などについては、納入先に簡易包装の協力を依頼します。

第6章 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

橋本市事務事業編を推進するために、副市長を会長とする「橋本市エコオフィス推進会議」を設置します。また、計画の着実な推進を図るため、主任エコオフィス推進員及びエコオフィス推進員を配置し、事務局を生活環境課に設置します。

<体系図は>図7のとおり

- ・橋本市エコオフィス推進会議（以下、「推進会議」）

本計画を効率よく推進するため、推進会議を設置します。

推進会議は、会長、副会長、委員をもって組織します。

推進会議の会長は、副市長が務めます。

- ・主任エコオフィス推進員（以下、「主任推進員」）

各所属長が主任推進員を担い、各課における本計画の推進を統括します。

- ・エコオフィス推進員（以下、「推進員」）

各所属において推進員を置き、本計画の推進のため所属職員に周知徹底を図るとともに、推進会議が実施する調査に協力します。

- ・事務局

事務局は、推進会議の庶務を行い、生活環境課に置きます。

事務局は、各所属の推進員に対して調査依頼を行います。

事務局は、目標並びに修正案を作成し、推進会議に提出します。

(2) 職員に対する研修等

① 職員研修等の機会を通じ、職員へ計画趣旨の徹底を図ります。

② 庁内に向けて、毎年の温室効果ガス排出量が見える化し、職員の環境意識向上を図ります。

(3) 実施状況の点検及び公表

① 計画に沿った行動が継続的に行われているか、取組状況を定期的に把握します。

② 本計画の内容及び定期的な点検結果等については、ホームページ等で公表します。

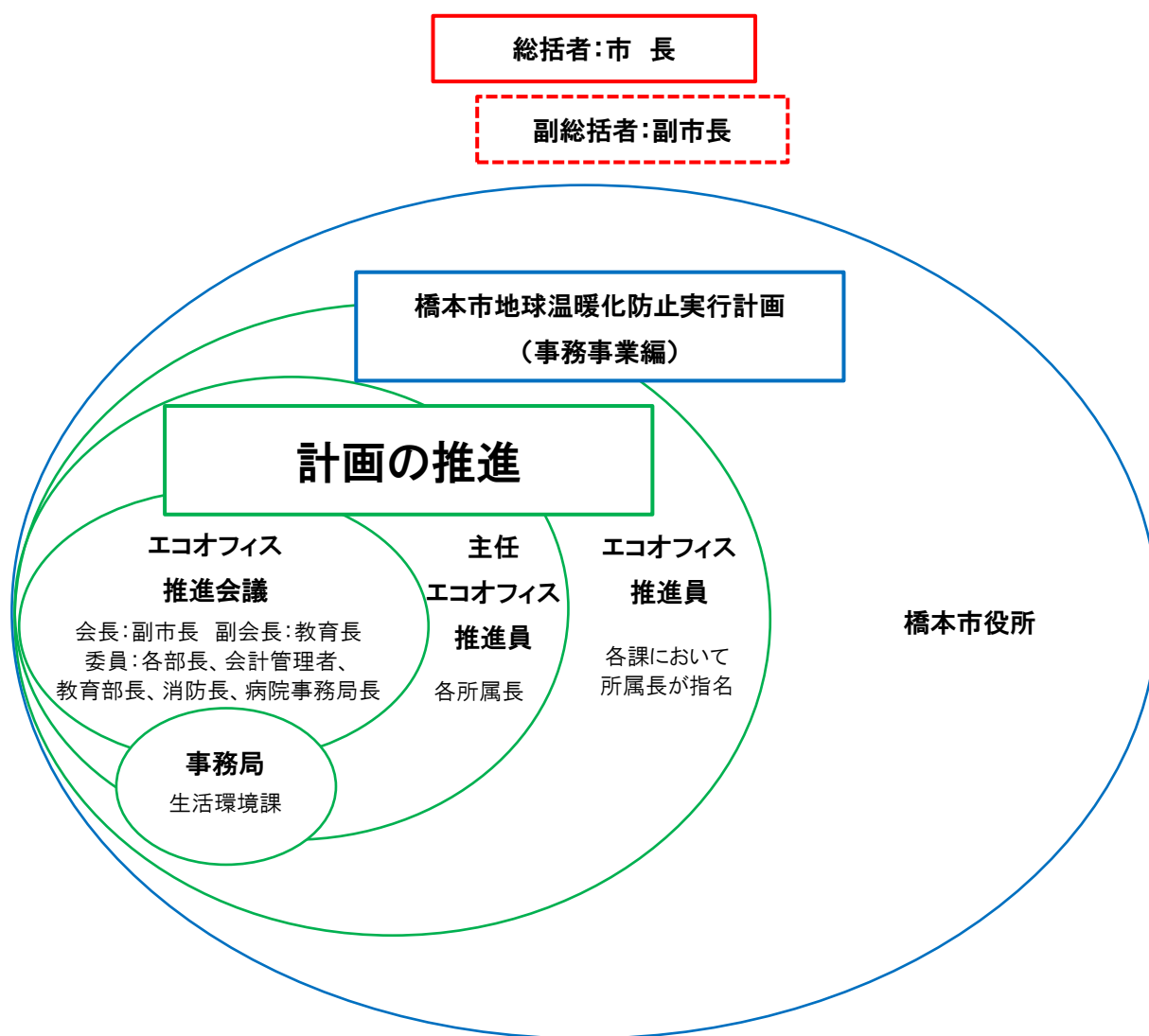


図 7 橋本市事務事業編の推進体制

参考資料

橋本市エコオフィス推進会議設置要綱

(設 置)

第1条 地球温暖化防止の推進を図るため、橋本市エコオフィス推進会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 会議は、橋本市地球温暖化防止実行計画の推進に関することを所掌する。

(組 織)

第3条 会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は副市長をもって充て、副会長は教育長を、委員は各部長及び会計管理者・教育部長・消防長・病院事務局長をもって充てる。

3 主任エコオフィス推進員は各所属長をもって充てる。

4 エコオフィス推進員は、各所属長が指名する者とする。

(職 務)

第4条 会長は、会議を総括する。

2 副会長は、本会議を円滑に推進するとともに、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 主任エコオフィス推進員は、各課における本計画の推進を総括するものとする。

4 エコオフィス推進員は、本計画の推進が図られるよう所属職員に周知徹底を図るとともに、会議が実施する調査に協力する。

(会 議)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(庶 務)

第6条 会議の庶務は、生活環境課において処理する。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月20日から施行する。

この要綱は、平成19年4月 1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月 1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月 1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月 1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 5年4月 1日から施行する。

調査対象課(基準年度)

※基準年度においてエネルギーの使用があった課室等を調査対象課としています。

令和5年4月1日時点

属 性	部局等	課室等
行 政	議会事務局	議会事務局
	危機管理室	危機管理室
	総合政策部	政策企画課、秘書広報課
	総務部	総務課、税務課、生活環境課、環境美化センター
	経済推進部	農林振興課、産業振興課、シティプロモーション課、企業誘致室
	建設部	都市整備課、まちづくり課、建築住宅課、農林整備課
	行政委員会等	選挙管理委員会事務局
福 祉	健康福祉部	福祉課、介護保険課、いきいき健康課、子育て世代包括支援センター、こども課
水 道	上下水道部	水道経営室、水道施設課、浄水場、下水道課
教 育	教育委員会	教育総務課、小学校、中学校、教育相談センター、学校給食センター、生涯学習課、図書館、あさよし歴史館、教育集会所、児童館、青少年センター、中央公民館、地区公民館、産業文化会館・温水プール
消 防	消防本部	総務課、橋本消防署、橋本北消防署
医 療	市民病院	総務課

用語集

あ行	
IPCC(気候変動に関する政府間パネル)	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)は、世界気象機関(WMO)及び国連環境計画(UNEP)により1988年に設立された政府間組織です。IPCCの目的は、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることです。
エコドライブ	ゆるやかな発進や一定速度での走行等、車の燃料消費量や二酸化炭素(CO ₂)排出量を減らすための環境に配慮した運転方法のことです。
エコマーク	資源の再利用による商品や環境保全型の商品につける環境ラベルの一種です。環境省の指導のもとに財団法人日本環境協会が認定します。
エネルギー消費効率	エネルギー消費効率は成績係数とも呼ばれ、特に冷暖房器具の省エネ性能を表す際によく使われています。電力1kwを使ってどれだけの効果を得られるかという指標です。現在、一般にも普及していて、機器やカタログに記載されている場合もあります。
温室効果ガス	大気中の二酸化炭素(CO ₂)やメタン(CH ₄)などのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといい、「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)のうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボン(PFC)のうち政令で定めるもの、六ふつ化硫黄(SF ₆)、三ふつ化窒素(NF ₃)の7種類としています。

か行	
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。
環境ラベル	商品やサービスがどのように環境負荷低減に資するかを教えてくれるマークや目じるしのことです。製品や包装などについており、環境負荷低減に資する物やサービスを買いたいときに、とても参考になるマークです。
グリーン調達	仕入れ先企業が、環境配慮されている原材料や部品を意識的に調達する取り組みのことです。原材料としてリサイクル品を選んで仕入れたり、環境に悪いとされる化学物質の使用を避けたりするなど、可能な限り環境への負担が少ない調達を選択する方法です。

グリーンマーク	原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示す環境ラベルの一種です。
経済速度	任意の距離を走るのに対し、区間エネルギー消費量が最小となる速度のことです。
国際エネルギースターロゴ	パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ、オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられる環境ラベルの一種です。
COP21(国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議)	COP21 とはパリ会議とも呼ばれています。COP は気候変動枠組条約締約国会議であり、COP21 は 21 回目の COP にあたります。

さ行	
再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、中小水力、風力、バイオマス、地熱等、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出しないエネルギーのことです。
ZEB	Net Zero Energy Building(ネット ゼロ エネルギー ビル)の略称で「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。
ゼロカーボン・ドライブ	太陽光や風力などの再生可能エネルギーを使って発電した電力(再生電力)と電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PHEV)、燃料電池自動車(FCV)を活用した、走行時のCO2排出量がゼロのドライブです。

た行	
代替フロン	オゾン層破壊物質としてモントリオール議定書で削減対象とされた「特定フロン」(クロロフルオロカーボン、CFC)を代替するために、開発された物質の事で、水素原子を含むハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)等があります。
脱炭素社会	化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化等を図ることにより、温室効果ガス排出量を実質ゼロとする社会のことです。
地域脱炭素ロードマップ	地域の成長戦略ともなる脱炭素の工程と具体策を、特に 2030 年までに集中して行う取り組みを中心にとりまとめたもの。

な行	
燃料電池	「水素」と「酸素」を化学反応させて、直接「電気」を発電する装置です。「電池」という名前はついていますが、蓄電池のように充電した電気を溜めておくものではありません。燃料電池の燃料となる「水素」は天然ガスやメタノールを改質して作るのが一般的です。

は行	
バイオマスエネルギー	バイオマスとは、動・植物に由来する有機性資源をいい、バイオマスを原料として得られるエネルギーをバイオマスエネルギーといいます。直接燃焼したりガス化することにより得られた熱をそのまま利用したり、発電に利用するほか、家畜糞尿などの有機物をメタン発酵させてガスを取り出し、そのガスを燃焼させて熱利用をします。
ハイブリット	種や品種の異なる動植物の雑種、異質のものを組み合わせた混合物のこと。一般的に耳にするのは「ハイブリットカー」で、ガソリンで動くエンジンと電気で動くモーターを備えているのが特徴です。
ヒートポンプ	少ない投入エネルギーで、空気中などから熱をかき集めて、大きな熱エネルギーとして利用する技術のことです。身の回りにあるエアコンや冷蔵庫等にも利用されている省エネ技術です。
プラグインハイブリット自動車	外部電源からの充電が可能なハイブリット車のことです。